

四日市市上下水道局管理規程第6号

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局事務専決規程（昭和43年水道局管理第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第5条関係） 共通事項 〔1〕から〔3〕まで（略） 〔4〕 <u>下水道事業及び農業集落排水事業</u> の財務に関する事項 （略） 〔5〕 <u>水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業</u> の工事の執行に関する事項 （略）	別表第1（第5条関係） 共通事項 〔1〕から〔3〕まで（略） 〔4〕 下水道事業の財務に関する事項 （略） 〔5〕 <u>水道事業及び下水道事業</u> の工事の執行に関する事項 （略）

改正後				
別表第2（第5条関係）				
個別事項				
〔1〕及び〔2〕（略）				
〔3〕 お客様センター				
事項	管理者	専決区分		
		部長	お客様センター所長	備考
（略）				
6	上下水道料金及び農		○	

業集落排水使用料金の賦課徴収並びに受益者負担金の徴収				
7 上下水道料金及び農業集落排水使用料金の過誤納金の還付			○	
8 上下水道料金、農業集落排水使用料金及び受益者負担金の督促及び滞納整理			○	
(略)				

〔4〕及び〔5〕 (略)

〔6〕 施設課

事項	管理者	専決区分		
		部長	施設課長	備考
1 下水道施設及び農業集落排水施設の一時使用の許可			○	

〔7〕 下水建設課

事項	管理者	専決区分		
		部長	下水建設課長	備考
1 下水道事業及び農業集落排水事業に係る移転補償に関する執行伺		100万円以上	100万円未満	

〔8〕 下水維持課

事項	管理者	専決区分		
		部長	下水維持課長	備考

1 下水道事業及び農業 集落排水事業に係る移 転補償に関する執行伺		100万円 以上	100万円 未満	
---	--	-------------	-------------	--

改正前				
別表第2（第5条関係）				
個別事項				
〔1〕及び〔2〕（略）				
〔3〕 お客様センター				
事項	管理者	専決区分		
		部長	お客様セ ンター所 長	備考
(略)				
6 上下水道料金の賦課 徴収及び受益者負担金 の徴収			○	
7 上下水道料金の過誤 納金の還付			○	
8 上下水道料金及び受 益者負担金の督促及び 滞納整理			○	
(略)				
〔4〕及び〔5〕（略）				
〔6〕 施設課				
事項	管理者	専決区分		
		部長	施設課長	備考
1 下水道施設の一時使 用の許可			○	

〔7〕 下水建設課

事項	管理者	専決区分		
		部長	下水建設 課長	備考
1 下水道事業に係る移 転補償に関する執行伺		100万円 以上	100万 円未満	

〔8〕 下水維持課

事項	管理者	専決区分		
		部長	下水維持課 長	備考
1 下水道事業に係る移 転補償に関する執行伺		100万円 以上	100万円 未満	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)